

中期財政運営方針

(令和3年度 ~ 令和7年度)

令和2年 12 月

広島県

— 目 次 —

1	策定の趣旨	2
2	中期財政運営方針の位置付け等	3
3	本県財政の現状と展望	4
4	中期財政運営方針について	8
5	今後の財政収支見通し	17
6	毎年度の予算編成にあたって	20

1 策定の趣旨

本県では、加速度的に進む人口減少、進展するデジタル技術やグローバル化、頻発する大規模災害や新興感染症の発生など、先行きが不透明で変化が激しい社会においても、目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を県民の皆様にお示しし、一緒に新たな広島県づくりを推進するため、令和3年度からの10年間を計画期間とした「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。

新たなビジョンでは、これまでのひろしま未来チャレンジビジョン（H22～R2）に基づく取組の成果や新たな芽を最大限活用しつつ、目指す姿の実現に向けて新たな社会潮流などを踏まえ構築した「17の施策領域」によりそれぞれの施策を連関させ、相乗効果を生み出しながら、県内のどこに住んでいても、県民一人一人が抱く「夢や希望」の実現に向けて、「安心」の土台と「誇り」の高まりにより、新たな「挑戦」を後押しする取組を総合的に推進します。

こうした政策を支える本県財政については、中期財政運営方針（平成28年度～令和2年度 以下「前方針」という。）に基づき、県勢発展に必要な経営資源を将来にわたって確保していくための取組を進めてきたところですが、平成30年7月豪雨災害の影響などにより、財政運営目標の達成は非常に厳しい状況となっています。

加えて、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷に伴う県税収入の減少や、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、公債費の高止まりなどが見込まれます。

さらに、長期的な視点に立つと、「新しい生活様式」の普及実践に向けた対応や、人口減少の進展など社会経済環境の大きな変化をもたらす税収の変動、県に求められる公共サービスのあり方の変化など、様々な情勢が不透明な状況にあります。

こうした中で、ビジョンに掲げる「目指す姿」の実現を支えるとともに、将来において、様々な情勢が不透明な中においても、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷や大規模災害などのリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくため、この中期財政運営方針（以下「本方針」という。）を策定することとしました。

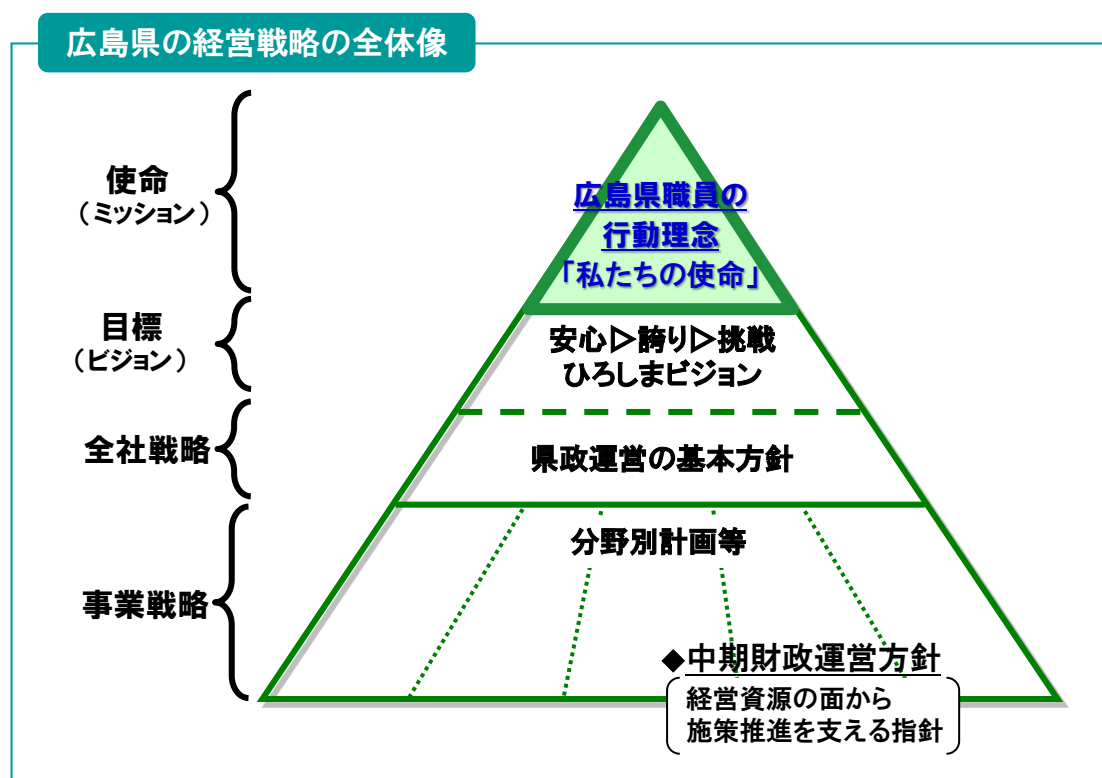
2 本方針の位置付け等

(1) 本方針の位置付け

広島県の最上位計画は、本県の将来像である「目指す姿」を描くとともに、その実現に向け、中長期的な取組の方向性や戦略を掲げたビジョンです。

ビジョンが示す取組の方向性を受け、具体的ないわば「事業戦略」となるそれぞれの分野別計画や個別計画に基づき、個々の施策を推進しています。

これら一連の施策の推進を、経営資源の面から支えるとともに、将来において、様々な情勢が不透明な中においても、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくための指針となるのが、本方針です。



(2) 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 本県財政の現状と展望

今後の財政運営に係る方針を作成するにあたり、本県財政の現状や今後の展望を分析すると、以下のとおりです。

(1) 厳しさを増す財政状況

本県では、平成4年度以降、県税収入が低迷する中、数次にわたる経済対策などに伴い県債を増発したことにより、公債費が急増し、財政構造の硬直化が進む一方、これらの財源を確保するために財源調整的基金を取り崩してきた結果、基金の残高は急減するなど、これまでにない厳しい財政状況に直面することとなりました。

こうした状況を踏まえ、財政健全化に向けて、建設地方債の発行額の適切なマネジメントなどに計画的に取り組んできた結果、これまで財政構造の硬直化の要因となっていた公債費（償還費用について100%交付税措置のある臨時財政対策債分を除く）については、高止まりが続くものの、平成26年度をピークに減少に転じるなど、一定の効果が現れてきたところではあります。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害への対応により、財源調整的基金の残高が大きく減少したことに加え、平成21年度をピークに減少傾向であった実質的な県債残高が増加に転じる見込みとなるなど、引き続き厳しい財政状況となっています。

また、今後は、高齢化の進展等による社会保障関係費の大幅な増加、公債費の高止まりなどに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の大幅な減少により、財政状況は更に厳しさを増すことが見込まれます。

(2) 想定される財政運営上のリスク

近年、平成30年7月豪雨災害など、日本各地で毎年のように大規模な河川の氾濫や土石流が生じる大災害が発生しており、これに伴って、財政運営上のリスクも高まっています。

また、新興感染症の発生などの新たなリスクも顕在化してきたところではあります。

更に、現在は歴史的に見ても低い金利水準にありますが、今後、金利が上昇すると、県債の利払い負担が増加し、財政を圧迫するリスクもあります。

(3) 高い水準にある県債残高

臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」については、平成22年度以降、10年連続で県債残高の縮減を達成しているものの、平成30年7月豪雨災害に伴う「創造的復興による新たな広島県づくり」に最優先で取り組むこととしたため、必要な公共事業費の大幅な増額などにより、令和2年度においては、増加に転じる見込みです。

令和3年度以降は再び減少に転じる見込みとなっているものの、本方針期間の終了年度である令和7年度末においても、依然として1兆円を超える水準となる見通しです。

また、臨時財政対策債等を含めた県債残高については、2兆円を超える水準で高止まりしたまま推移を続ける見通しです。

(4) 地方財政制度の動き

国は「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「新経済・財政再生計画」を平成30年6月15日に閣議決定しました。

この計画では、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大し、国・地方を通じたプライマリー・バランスの2025年度までの黒字化と債務残高の対GDP比の安定的な引下げに向けて、全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行うこととされています。

地方財政についても、国の取組と基調をあわせた歳出改革・効率化に取り組むこととされ、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化を検討するなどの地方財政制度の改革を行うことが明記されています。

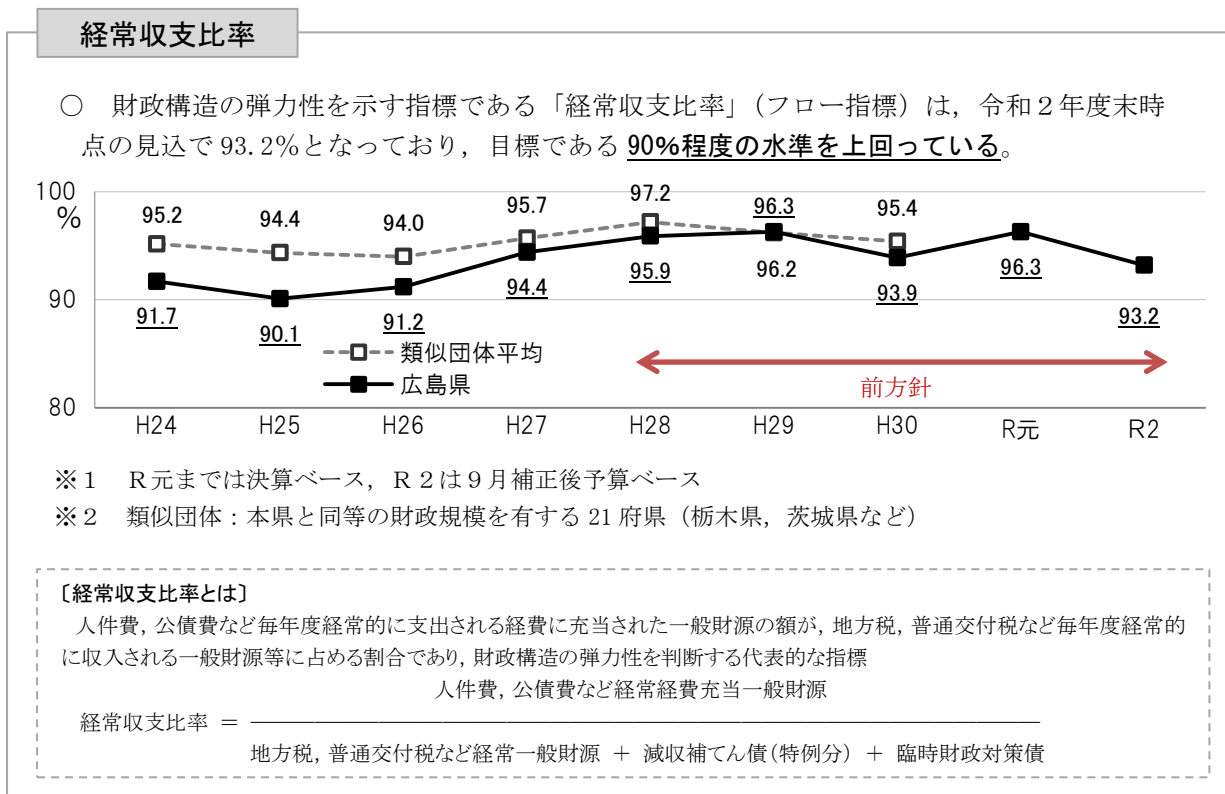
こうした取組等については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）においても引き続き着実に実施することとされており、今後も本県を含め、地方自治体は厳しい財政運営を求められることが想定されます。

[前方針の目標の達成状況]

- 県勢発展に必要な経営資源を将来にわたって確保していくため、次の3つを財政運営目標として掲げ、更なる選択と集中を図るための取組や、人件費等の経常的経費の適正化、県税の徴収強化などの歳出歳入の両面にわたる取組を行うとともに、県債残高などの将来負担額の着実な縮減を進めてきた。
- これまで、計画的に取組を進めてきたものの、平成30年7月豪雨災害の影響などにより、最終年度である令和2年度末における財政運営目標の達成は、非常に厳しい状況にある。

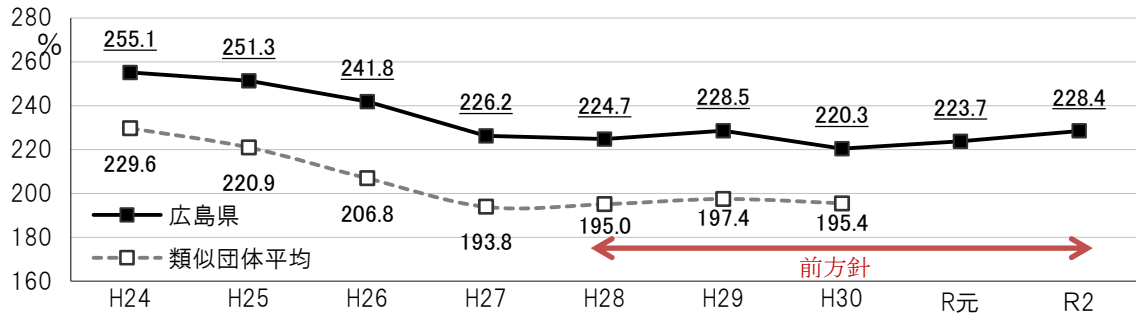
財政運営目標		令和2年度(最終年度)	
		目標値	見込値 (9月補正後)
経常収支比率 [フロー指標]	90%程度の水準に可能な限り近づける	90.0%	93.2%
将来負担比率 [ストック指標]	220%程度に抑制する	221.1%	228.4%
実質的な県債残高	5年間で1,800億円程度縮減する	▲1,822億円	▲778億円

[各指標の状況]



将来負担比率

- 将来負担すべき負債を示す指標である「将来負担比率」（ストック指標）は、令和2年度末時点の見込で228.4%となっており、目標である **220%程度の水準を上回っている**。また、**本県と同等の財政規模を有する団体の平均を大きく上回っている**。（平成30年度決算時点）



※ R元までは決算値，R2は9月補正後予算ベース

【将来負担比率とは】

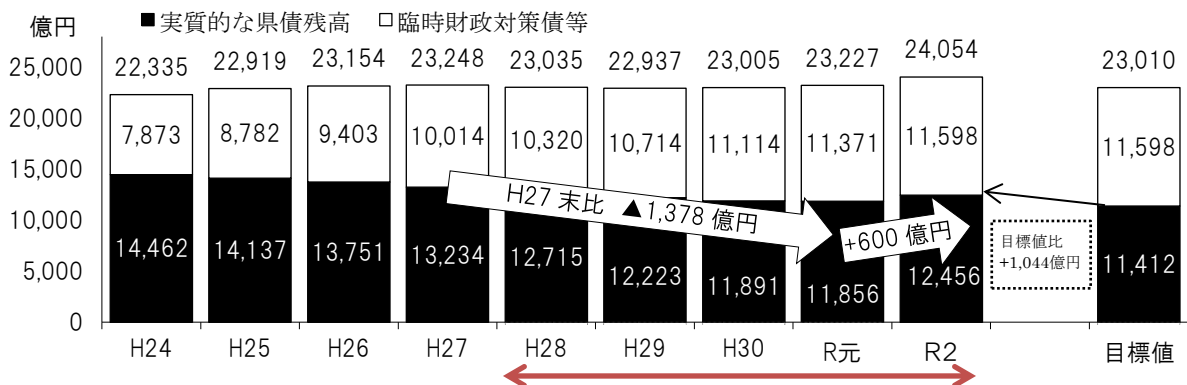
財政健全化法に基づく財政指標であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
400%以上の団体：議会の議決を経て財政健全化計画を定め、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表。早期健全化が著しく困難と認められるときは国から必要な勧告

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^* - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高，債務負担行為に基づく支出予定額，退職手当支給予定額など

実質的な県債残高

- 臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」は、令和2年度末時点で1兆2,456億円となる見込みであり、**計画期間中、約778億円を縮減**。



※ R元までは決算値，R2は9月補正後の見込み

【実質的な県債残高とは】

県債のうち臨時財政対策債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を償還したものとみなして、その額を除いたもの（今後の税收等により償還しなければならない県債残高を意味する）

4 本方針について

(1) 本県財政の目指す姿

経済の低迷や大規模災害などのリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っています。

(2) 財政運営目標

しなやかな財政運営とは、様々な財政運営上の制約やリスクに対しても、柔軟かつ機動的に対応でき、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる財政運営のことです。

この目指す姿の実現に向けて、着実に歩みを進めているかを測るため、次のとおり今後5年間の目標を設定しました。

- ・ 財源調整的基金について、100億円以上の残高を維持します。

今後5年間の財政運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる厳しい財政状況の中、財源調整的基金の取崩しに頼らざるを得ない一方、大規模災害などのリスクへの備えとして、一定の残高を維持する必要があります。

このため、必要に応じた基金の取崩しを行う一方で、平成30年7月豪雨災害のような大規模災害の発生への対応を念頭に、毎年度の当初予算編成時において、100億円以上の残高を維持します。

- ・ 将来負担比率を200%程度に抑制します。

県勢発展に必要な施策を安定して推進していくためには、将来負担の軽減を図る必要があります。

今後の人口減少の進展などを踏まえ、防災・減災対策などの県土強靱化を図るための一定の公共事業費を確保した上で、将来負担を軽減しながら、基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政運営を目指します。

このため、将来負担の主要な要素である県債の発行額を適切にマネジメントすることにより、今後5年間で、200%程度への抑制を目指します。

【参考指標】

- ・ 実質的な県債残高

実質的な県債残高は、将来負担比率に大きな影響を与える主要な要素であることから、参考指標として設定します。

なお、将来負担比率の目標を達成するためには、本方針期間中において実質的な県債残高を700億円程度縮減する必要があります。

- ・ 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、県債発行額のマネジメントによる公債費負担の軽減などの状況を分析する上で、注視する必要がある指標であることから、参考指標として設定します。

なお、経常収支比率は低いことが望ましいものであり、将来的に、90%程度の水準に可能な限り近づけ、政策的経費が一定程度確保されている状態を目指します。

(3) 財政運営方針

新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減少や、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、公債費の高止まりなど、様々な財政運営上の制約がある中においても、ビジョンに掲げる目指す姿の実現を支えるとともに、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷や大規模災害などのリスクに備えつつ、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくため、更なる選択と集中を図るための取組や、人件費等の経常的経費の適正化、県税の徴収強化などの歳出歳入の両面にわたる取組を行うとともに、県債残高などの将来負担額の着実な縮減を進めていきます。

(歳出の取組)

■経営資源マネジメントの取組

最少の経費で最大の効果を発揮するため、これまで、施策やワークの資源配分を見直すなど、経営資源の最適配分に向けた取組を進めてきました。

今後も引き続き、施策や事業等のプライオリティや費用対効果の検証・評価を一層徹底した経営資源のマネジメントを行うなど、更なる選択と集中を図ります。

■公共事業費等

これまでの計画的な公共事業費等の縮減により、臨時財政対策債分を除く公債費は平成26年度をピークに減少へと転じていますが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い発行した多額の県債の償還が見込まれていることなどから、今後、将来の公債費負担を抑制し、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営への移行を目指すためには、臨時財政対策債を除く県債の大部分を占める建設地方債の発行額の適切なマネジメントが必要です。

一方で、近年、頻発・激甚化する災害への対策として、「安全・安心な県土づくり」に向けた防災・減災対策の取組や、これまでの公共投資により形成してきたインフラの更なる老朽化に対する適切な維持管理や計画的な更新などの取組は、益々重要となっています。

このため、本方針の期間中においては、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく「創造的復興による新たな広島県づくり」に必要な公共事業について、引き続き最優先で取り組むとともに、その他の公共事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減少が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況の中にあっても、令和7年度までの間、一般財源ベースで令和2年度と同水準を確保し、国庫補助金の獲得や、有利な県債を最大限活用することで、防災・減災対策などの県土の強靱化等の要請に応えていきます。

■人件費の適正管理

これまでの計画的な定員管理の取組により、全国トップクラスのスリムな体制を構築してきました。

行政経営の方針に基づき、一般行政部門について、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に立って、全国トップクラスの簡素で効率的な体制の堅持に向けて、定員4,200名を念頭に置き、適切な定員管理を行っていきます。

また、業務の効率化を図るとともに、管理職のマネジメントの更なる徹底などにより、時間外勤務の縮減に取り組みます。

■臨時財政対策債の償還方法の見直し

臨時財政対策債について、償還額（積立額）と地方交付税の基準財政需要額への算入見込額との乖離を解消するため、令和3年度からは、基準財政需要額への算入見込額と同額を償還（積立）することで乖離の拡大を止めるとともに、これまでの乖離額についても、計画的な解消を図ります。

■その他

エビデンス（施策の有効性を検証した実証結果）に基づく効果的な施策形成などを通じ、事業の効率化に取り組むほか、県民の健康増進や効率的な医療の提供の推進などによる社会保障関係費の適正化や、情報システムの効率化などを図ります。

（歳入の取組）

■あらゆる歳入確保に向けた取組

利用計画のない土地等の県有財産については、歳入確保の観点から、引き続き、売却処分を進めます。

また、県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収を行うなど、県税の徴収強化により、県税収入の確保を目指します。

このほか、庁舎等の未利用スペースの積極的な貸付けや、ネーミングライツの推進、税外債権の回収強化など、様々な歳入確保に取り組みます。

資金の運用及び調達については、平成19年度に設置した広島県資金管理会議を活用し、外部の金融専門家等の意見を踏まえながら、安全性及び流動性を確保した適切なリスク管理の下で、運用収益の拡大や調達コストの削減等に、引き続き取り組みます。

■基金の活用

厳しい財政状況の中、必要な政策的経費を確保するため、必要に応じて財源調整的基金の取崩しを行います。

なお、将来的には、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営への移行を目指します。

(財政運営上のリスクへの対応)

平成30年7月豪雨災害など、近年、益々災害によるリスクは高まっており、また、新興感染症の発生などの新たなリスクも顕在化しています。更に、急激な金利上昇リスクなど、今後5年間の財政運営を行う中でも、様々なリスクへの備えが必要です。

しかしながら、地方自治体は国と異なり、地方債の発行権限が限定されていることから、突発的な資金需要に対応するためには、基本的には、活用可能な基金の取崩しによるほかはありません。

このため、予算編成を行う上において、財源調整的基金の取崩しに頼らざるを得ない現状においても、常に一定額以上の財源調整的基金の残高の確保が必要であることから、当面は、平成30年7月豪雨災害のような大規模災害の発生への対応を念頭に、100億円以上の残高を維持するとともに、本方針において、取崩しを見込む額についても、今後、予算編成の過程において更なる経費節減や歳入確保に努めることに加え、執行段階での経費節減等により、可能な限り基金残高の確保を目指します。

なお、かつての国の三位一体の改革（平成16年度～平成18年度）による一般財源総額の大幅な削減などが行われた場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が現時点での見込を大きく下回る場合などには、財政運営に多大な影響が引き起こされます。

このような、現時点で影響の予測が困難な事態が生じた場合においては、県庁舎整備基金等の活用など、更なる財源確保に取り組むとともに、やむを得ない対応として、県民サービスへの影響を考慮しながら、あらゆる経費について、抜本的な見直しを検討します。

（自立した財政運営に向けた取組）

■地方税財源の充実強化に向けた国への働きかけ

前述のとおり、平成30年度に閣議決定された「新経済・財政再生計画」の中で、地方財政についても、国の取組と基調をあわせた歳出改革・効率化に取り組むこととされ、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化を検討するなどの地方財政制度の改革を行うことが明記されました。

国・地方を通じて、不断の行財政改革に取り組むことは重要であり、これまで本県でも、国を上回る歳出の抑制努力を行ってきました。

一方、地方財政の実状として、国の法令等の関与が存するなどの義務的経費が歳出総額の約9割を占めている状況にあり、国が地方に多くの事務を義務付けている以上、国の責任において、必要な財源が確保される必要があります。

このため、地方の必要な一般財源総額の確実な確保・充実について、全国知事会等と連携するなど、あらゆる機会を通じて、引き続き、国に働きかけを行っていきます。

また、地方財政は、毎年度、恒常的に多額の財源不足が生じており、令和2年度においては4兆円を超え、更に、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、10兆円を超える見込みであるなど、非常に厳しい状況となっています。

このため、地方交付税の法定率の更なる引上げを行うことなどにより、地方の必要な地方交付税財源の総額を確保し、臨時財政対策債による補てん措置を早期に解消するよう、併せて、国に働きかけを行っていきます。

■「課税自主権」の活用に向けた検討

現行の地方税制度において、超過課税の設定や法定外税の新設といった、地方自治体による独自の課税（いわゆる「課税自主権」）が認められています。

引き続き、新たな行政課題への対応や、公共サービスの向上のため必要となる歳入の確保については、「課税自主権」の活用も検討します。

【参考：いわゆる「2040年（令和22年）問題」を見据えた長期見通し】

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年（令和22年）頃に、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎えることとされており、この人口構造の変化などに伴って、社会保障関係費の更なる増加のみならず、様々な諸課題が顕在化する恐れがあります。

このいわゆる「2040年（令和22年）問題」を見据え、それまでに、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営に移行することが望ましいと考えています。

今回の収支見通しをベースとして、令和8年度以降、公債費と地方交付税の増減以外は、原則、令和7年度と同額で固定した場合の長期見通しは次のとおりとなり、令和20年頃までには、特別な財源対策に頼らずとも、令和2年度の政策的経費として活用可能な一般財源の額と同水準の額が確保できる見込みです。

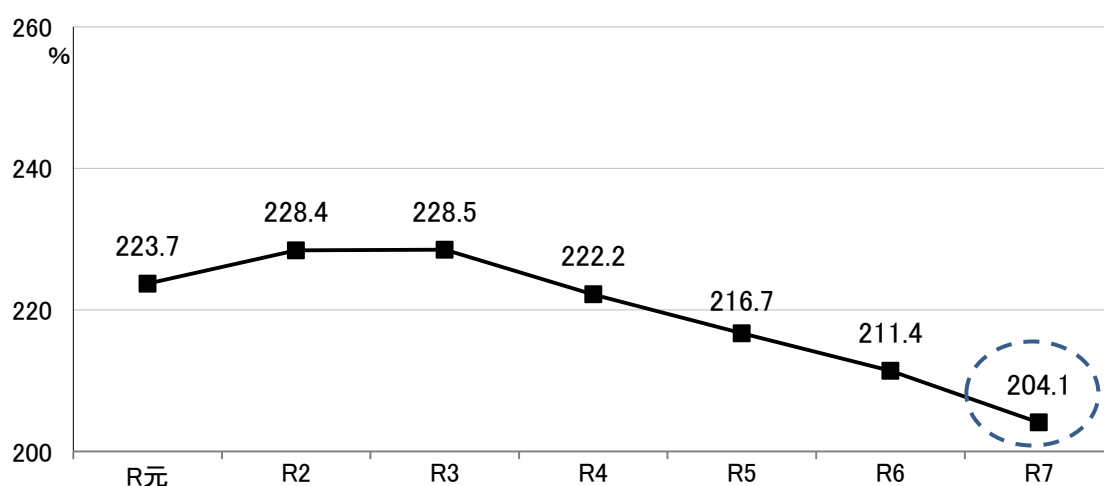
区 分		R2 (当初予算)	R3	R4	R5	R6	R7	(単位:億円)		
								R17	R18	R19
歳入	1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税	5,203	4,813	4,915	5,004	5,082	5,150	5,150	5,150	5,150
	うち県税	3,393	3,187	3,235	3,284	3,328	3,366	3,366	3,366	3,366
	2 地方交付税・地方特例交付金	1,743	2,051	2,054	2,027	2,008	1,993	1,918	1,904	1,902
	3 国庫支出金	1,446	942	908	856	822	847	847	847	847
	4 県債	1,429	1,069	1,040	994	965	976	974	974	974
	うち臨時財政対策債	447	447	447	447	447	447	447	447	447
5 その他	1,084	773	754	757	746	743	743	743	743	
歳入		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709	9,632	9,618	9,616
歳出	1 法的義務負担経費	3,660	3,673	3,723	3,772	3,824	3,910	3,910	3,910	3,910
	うち社会保障関係費	1,388	1,429	1,469	1,506	1,542	1,573	1,573	1,573	1,573
	うち税の市町等交付金	1,598	1,514	1,557	1,591	1,621	1,647	1,647	1,647	1,647
	2 経常的経費	3,873	3,867	3,849	3,833	3,802	3,737	3,572	3,547	3,544
	人件費	2,449	2,393	2,384	2,380	2,372	2,337	2,337	2,337	2,337
	うち退職手当	231	198	193	195	192	162	162	162	162
	公債費	1,424	1,474	1,465	1,453	1,430	1,400	1,235	1,210	1,207
	うち臨時財政対策債分	488	557	573	576	557	553	533	527	525
	うち豪雨災害分	1	11	28	44	70	76	63	51	50
	うちその他分	935	906	864	833	803	771	639	632	632
	3 政策的経費	3,372	2,108	2,099	2,033	1,997	2,062	2,150	2,161	2,162
	平成30年7月豪雨災害対応分を除いた政策的経費	2,336	1,853	1,888	1,935	1,967	2,041	2,150	2,161	2,162
	うち一般財源の額※	860(761)	674	688	705	720	747	857	867	868
歳出		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709	9,632	9,618	9,616

※ R2年度における、うち一般財源の額のカッコ内の額は、財源調整的基金等の活用前の額

[財政運営目標]

■ 財政運営目標として設定する将来負担比率は、県債残高の減や県税収入の回復などによって、徐々に減少する見込み

・将来負担比率



※ R元は決算値，R2は9月補正後予算ベース，R3以降は推計値

[将来負担比率とは]

財政健全化法に基づく財政指標であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率400%以上の団体：議会の議決を経て財政健全化計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表。早期健全化が著しく困難と認められるときは国から必要な勧告

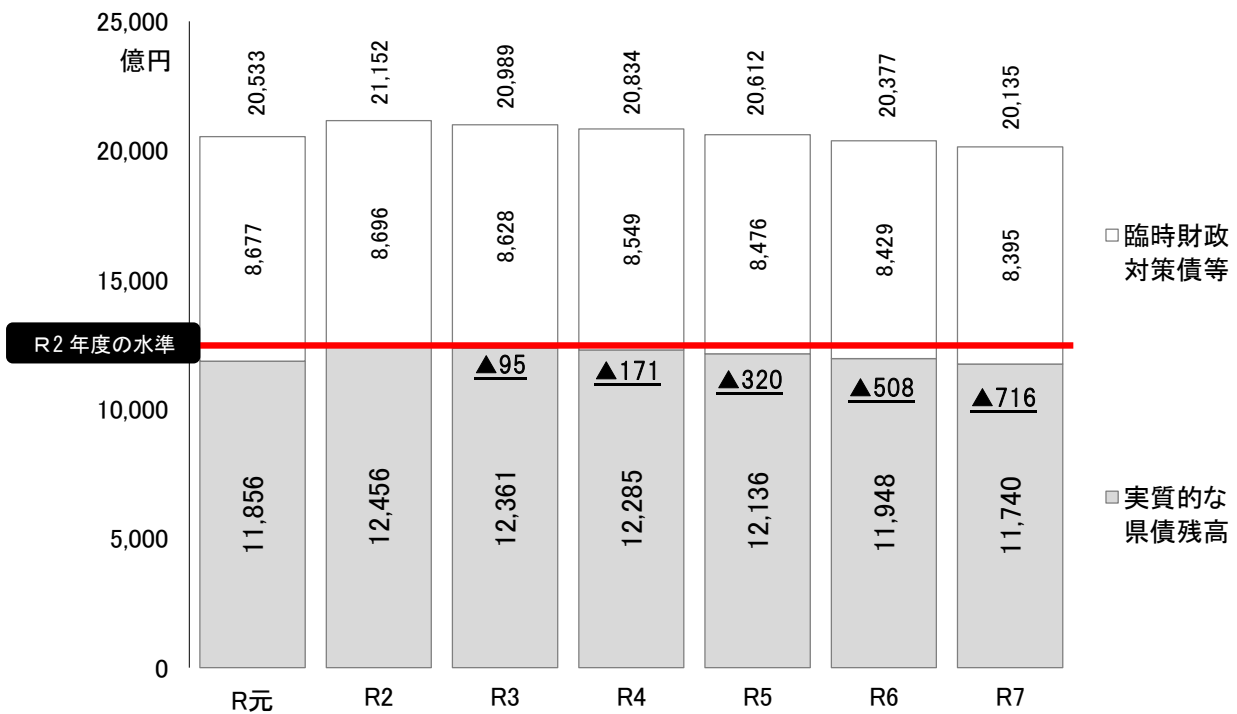
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^{\ast}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高，債務負担行為に基づく支出予定額，退職手当支給予定額など

[参考指標]

■ 参考指標として設定する実質的な県債残高は、県債発行額の適切なマネジメントによって、徐々に減少する見込み

・実質的な県債残高



※1 数値は理論償還ベース(減債基金に積み立てた額は償還したものとして除いた残額)としている。

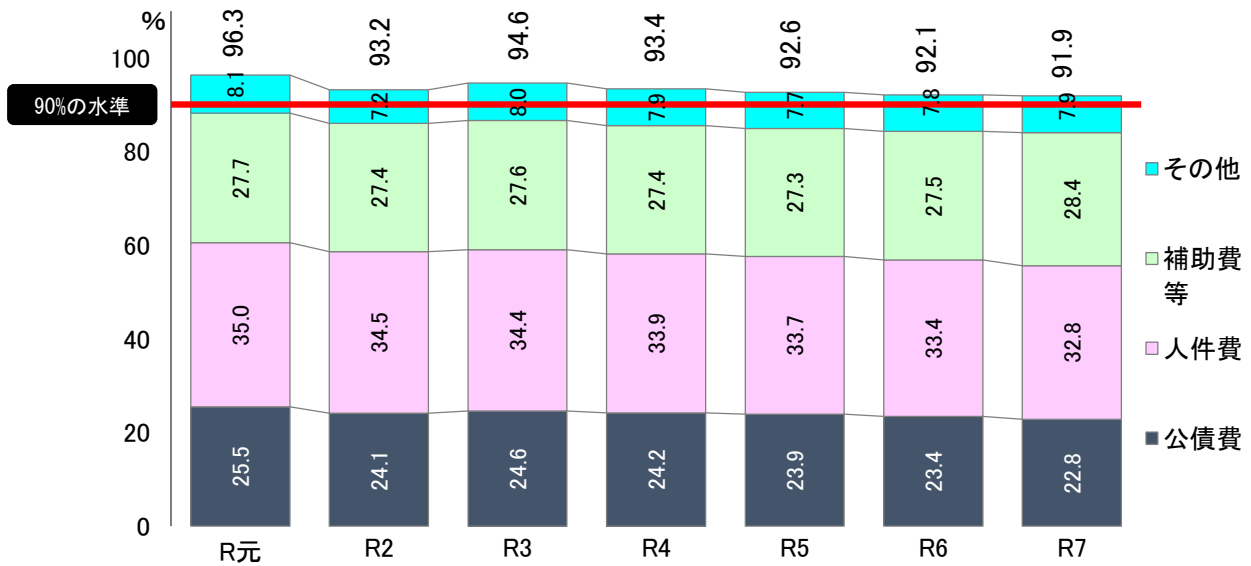
※2 R元は決算値, R2は9月補正後の見込み, R3以降は推計値

〔実質的な県債残高とは〕

県債のうち、臨時財政対策債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を償還したものとみなして、その額を除いたもの（今後の税收等により償還しなければならない県債残高を意味する）

■ 参考指標として設定する経常収支比率は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減などによって一旦上昇するものの、その後は、公債費の減や県税収入の回復などによって、徐々に減少する見込み

・ **経常収支比率**



※ R元は決算値，R2は9月補正後予算ベース，R3以降は推計値

なお、経常収支比率は、その算定式上、年度ごとの県税収入等の増減に大きく左右されるものであり、県税収入等が本方針のとおりであった場合には、上記のとおり値となる見込み。

【経常収支比率とは】

人件費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合であり、財政構造の弾力性を判断する代表的な指標

人件費、公債費など経常経費充当一般財源

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、公債費など経常経費充当一般財源}}{\text{地方税、普通交付税など経常一般財源} + \text{減収補てん債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}}$$

5 今後の財政収支見通し

一定の条件の下で試算した財政収支見通しでは、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減少や、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、公債費の高止まりなどにより、必要な対応を行わない場合、令和3年度以降、政策的経費として活用可能な一般財源の額が、大幅に減少する見込みとなっています。

こうした状況を踏まえ、前章で示したとおり、経営資源のマネジメントや、財産の売払いなどの取組を行います。

(単位:億円)

区 分		R2 (当初予算)	R3	R4	R5	R6	R7
歳 入	1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税	5,203	4,813	4,915	5,004	5,082	5,150
	うち 県税	3,393	3,187	3,235	3,284	3,328	3,366
	2 地方交付税・地方特例交付金	1,743	2,051	2,054	2,027	2,008	1,993
	3 国庫支出金	1,446	942	908	856	822	847
	4 県 債	1,429	1,069	1,040	994	965	976
	うち臨時財政対策債	447	447	447	447	447	447
5 その他	1,084	773	754	757	746	743	
歳 入		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709
一般財源 ^{※1}		5,800	5,803	5,865	5,893	5,922	5,948
歳 出	1 法的義務負担経費	3,660	3,673	3,723	3,772	3,824	3,910
	うち社会保障関係費	1,388	1,429	1,469	1,506	1,542	1,573
	うち税の市町等交付金	1,598	1,514	1,557	1,591	1,621	1,647
	2 経常的経費	3,873	3,867	3,849	3,833	3,802	3,737
	人 件 費	2,449	2,393	2,384	2,380	2,372	2,337
	うち退職手当	231	198	193	195	192	162
	公 債 費	1,424	1,474	1,465	1,453	1,430	1,400
	うち臨時財政対策債分	488	557	573	576	557	553
	うち豪雨災害分	1	11	28	44	70	76
	うちその他分	935	906	864	833	803	771
3 政策的経費	3,372	2,108	2,099	2,033	1,997	2,062	
平成30年7月豪雨災害対応分を除いた政策的経費	2,336	1,853	1,888	1,935	1,967	2,041	
うち一般財源の額 ^{※2}	860(761)	674	688	705	720	747	
歳 出		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709
【参考】 うち一般財源の額のR2との差額		0	▲ 186	▲ 172	▲ 155	▲ 140	▲ 113

※1 一般財源は、県税(地方消費税精算後)、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、臨時財政対策債としている。

※2 R2年度におけるうち一般財源の額のカッコ内の額は、財源調整的基金等の活用前の額。

【今後の財政収支見通し 推計方法の概要】

【歳入】

- 県税収入：内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」に基づく名目経済成長率（ベースラインケース）等を基に、「内閣府年次試算」における新型コロナウイルス感染症の大規模な第2波が生じた場合の見込みを考慮して推計
- 交付税：県税収入等の見込額、公債費・社会保障関係費の増減等を考慮
- 県債：臨時財政対策債は、R2年度当初予算額で固定

【歳出】

- 法的義務負担経費：R2年度当初予算額をベースとして、社会保障関係費などは個別に試算
- 人件費：職員数は、R2年4月1日現在で固定
- 公債費：臨時財政対策債については、償還額（積立額）と地方交付税の基準財政需要額への算入見込額との乖離を解消するため、R3年度からは、基準財政需要額への算入見込額と同額を償還（積立）することで乖離の拡大を止めるとともに、乖離額約500億円については、今後25年間で計画的な解消を図る（年20億円程度）
- 政策的経費：一般財源の額については、歳入における一般財源の合計から、社会保障関係費などの法的義務負担経費及び人件費などの経常的経費に必要な一般財源の額を差し引いた額
事業費については、一般財源の額から推計した額

[政策的経費として活用可能な一般財源の確保に向けた取組]

(単位：億円)

区 分			5年間 合計※1
取組 の 目 安 額	経営資源マネジメントの実施	毎年度の当初予算編成段階において、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、施策や事業等のプライオリティや費用対効果の検証・評価を一層徹底した経営資源のマネジメントを行い、必要な事業の見直しに取り組む。 (見直し額については、財源調整的基金残高の状況等を踏まえ、毎年度の当初予算編成時に検証を行う。)	100 程度
	人件費の適正管理	適切な定員管理や時間外勤務の縮減	40～50 程度
	財産の売払い	利用計画がない土地等の県有財産等を売却処分	
	収入未済額の縮減	県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収を行うなど、県税の徴収強化	
基金の活用	財源調整的基金の活用		545
	R2年度末残高見込み（災害対応分の100億円を除く）		(225)
	事業の執行段階における経費節減等による取崩抑制見込額		(320)

《更なるリスクへの対応》

想定を超える大規模災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が現時点での見込みを大きく下回るなど、上記の取組によっても対応が困難な財政運営上の更なるリスクが生じた場合の対応

更なる取組	県庁舎整備基金※2等の活用などあらゆる財源の確保を図るとともに、県民サービスへの影響を考慮しながら、更なる事務事業の抜本的な見直しを実施	—
-------	--	---

※1 額は一般財源ベース

※2 県庁舎整備基金のR2年度9月補正予算後の残高見込額は156億円であり、その活用のためには、今後、条例改正が必要

6 毎年度の予算編成にあたって

本方針では、今後 10 年間の収支見通しを踏まえ、今後の財政運営にあたっての基本的な考え方や方針を示しました。

ただし、今後の経済情勢や地方交付税制度をはじめとする地方財政制度等については、予測が困難な面もあることから、本方針策定後の経済情勢の変化などを適切に歳入・歳出の見込に反映した上で、毎年度策定する「県政運営の基本方針」の中で、具体的な予算編成の作業フレームを決定します。

なお、国における抜本的な地方財政の方針転換が行われる場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が現時点での見込を大きく下回る場合など、現時点で影響の予測が困難な事態が生じた場合においては、更なる財源確保に取り組むとともに、やむを得ない対応として、県民サービスへの影響を考慮しながら、あらゆる経費について、抜本的な見直しを検討します。